

胆振海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(28)	洞さけ定第1号	虻田郡洞爺湖町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(29)	豊浦さけ定第1号	虻田郡豊浦町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(30)	豊浦さけ定第2号	虻田郡豊浦町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(31)	豊浦さけ定第3号	虻田郡豊浦町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(32)	豊浦さけ定第4号	虻田郡豊浦町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(33)	豊浦さけ定第5号	虻田郡豊浦町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(34)	豊浦さけ定第6号	虻田郡豊浦町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(35)	豊浦さけ定第7号	虻田郡豊浦町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(36)	豊浦さけ定第8号	虻田郡豊浦町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	8月25日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(37)	豊浦さけ・いわし定第1号	虻田郡豊浦町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	8月25日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(38)	豊浦さけ・いわし定第2号	虻田郡豊浦町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・いわし定置漁業	8月25日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(39)	白老さけ・ます・まぐろ定第1号	白老郡白老町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます・まぐろ定置漁業	3月21日から8月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(40)	登さけ・ます・まぐろ定第1号	登別市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます・まぐろ定置漁業	3月21日から8月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(41)	室さけ・ます・まぐろ定第1号	室蘭市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます・まぐろ定置漁業	3月21日から8月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(42)	伊さけ・ます・いわし定第1号	伊達市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます・いわし定置漁業	3月21日から12月20日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

3 その他

- (1) 漁業の免許予定日 令和6年1月1日（免許予定日は海区漁場計画を作成したときに定めて公示する）
- (2) 胆振海区漁場計画変更案の作成に係る内容
胆振海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10857号）に上記1の(1)～(42)に掲げる定置漁業を加える

胆振海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条 件
(1)	鵠さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(2)	鵠さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(3)	鵠さけ定第3号	(2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(4)	苫小さけ定第1号	(3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(5)	苫小さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(6)	苫小さけ定第3号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(7)	苫小さけ定第4号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(8)	苫小さけ定第5号	(4) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(9)	白老さけ定第1号	(5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(10)	白老さけ定第2号	(6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。
(11)	白老さけ定第3号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(12)	白老さけ定第4号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(13)	白老さけ定第5号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(14)	白老さけ定第6号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(15)	白老さけ定第7号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(16)	白老さけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(17)	登さけ定第1号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(18)	登さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条 件
(19)	室さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、枠長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月1日から9月6日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 12月4日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(20)	伊さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 8月25日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(21)	伊さけ定第2号	
(22)	伊さけ定第3号	
(23)	伊さけ定第4号	
(24)	伊さけ定第5号	
(25)	伊さけ定第6号	
(26)	伊さけ定第7号	
(27)	伊さけ定第8号	
(28)	洞さけ定第1号	
(29)	豊浦さけ定第1号	
(30)	豊浦さけ定第2号	
(31)	豊浦さけ定第3号	
(32)	豊浦さけ定第4号	
(33)	豊浦さけ定第5号	
(34)	豊浦さけ定第6号	
(35)	豊浦さけ定第7号	
(36)	豊浦さけ定第8号	
(37)	豊浦さけ・いわし定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 3月21日から4月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月16日から8月20日までの間は、漁獲してはなりません。
(38)	豊浦さけ・いわし定第2号	
(39)	白老さけ・ます・まぐろ定第1号	
(40)	登さけ・ます・まぐろ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。 (2) 3月21日から4月5日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月16日から12月20日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(41)	室さけ・ます・まぐろ定第1号	
(42)	伊さけ・ます・いわし定第1号	